

9条地球憲章の会憲法講演会

「武力で平和はつukれない—9条は日本と世界の宝」報告

川村 肇（獨協大学教授。教育学）

9条地球憲章の会は、2018年5月27日（日）、専修大学神田校舎で「武力で平和はつukれない—9条は日本と世界の宝」と題する憲法講演会を行った。会場はほぼ満室の80人ほどの参加者があり盛況だった。

講演会の講師は二人で、会の事務局長・目良誠二郎氏（元海城中高教諭）と、代表・堀尾輝久氏（東大名誉教授）が担当した。

目良氏の演題は「非暴力の思想と憲法9条」、堀尾氏の演題は「地球時代と憲法9条 非戦・非武装・非核・非暴力の世界をめざして」であった。二人の講演は内容的によく呼応・連携しており、目良氏が非戦・非暴力平和主義の運動と思想を、担った人びとを中心に紹介し、それを受けて堀尾氏が地球憲章のモデルを提案する流れとなっていた。

本報告では二人の講演と配布資料から、二人分の講演全体をまとめた形で紹介し、併せて筆者なりのささやかなコメントを記しておきたい。

目良氏は、簡単な自己紹介の後、自身の著書で、平和と戦争の絵本シリーズ4冊目『非暴力で平和をもとめる人たち』（大月書店）から数節を抜き出して朗読し、非暴力平和主義の思想系譜を紹介した。

目良氏の絵本には非暴力で平和に尽くした人びとの功績が綴られており、以下に目次を紹介するが、その目次から思想の系譜をたどることができる。

- ・「戦争に反対したふたりの女性国会議員」ジャネット・ランキン（1880～1973）、バーバラ・リー（1946～）。前者は第一次大戦と第二次大戦への米参戦に反対、後者はイラク戦争参戦に反対。
- ・「しかえしの戦争に抗議した女子高生」ケイティ・シエラ。アフガン攻撃に反対する意思表示を行って高校を停学になる。
- ・「最高裁で戦争批判の権利をみとめさせた」ティンカー兄妹。
- ・「炎となってベトナム戦争に抗議した人」アリス・ハーズ（1882～1965）。82歳で抗議の焼身自殺をしたクエーカー教徒。
- ・「女性の平和運動を世界にひろげた人」ジェーン・アダムズ（1860～1935）。救貧活動に身を捧げ、女性国際平和自由連盟（WILPF）の初代会長で、ノーベル平和賞授賞。
- ・「非暴力で独立・自由・平等・平和の実現を」マハトマ・ガンジー（1869～1948）とマーティン・ルーサー・キング（1929～1968）。

- ・「3.1独立運動を支持した日本人」柳宗悦（1889～1961）と石橋湛山（1884～1973）。
- ・「沖縄のガンジーとよばれた農民」阿波根昌鴻（1901～2002）。
- ・「子どもが戦車を見たことのない国を」ホセ・フィゲレス・フェレール（1908～1990）とオスカル・アリアス・サンチェス（1940～）。コスタリカの二人の大統領。
- ・「国旗敬礼の強制は憲法に違反する」バーネット事件（1943年）とロバート・H・ジャクソン判事（1892～1954）。内心の自由への不干渉を宣言。
- ・「ヒトラーに屈しなかった作家」エーリッヒ・ケストナー（1899?1974）。亡命を拒否して偽名で作品を出版し続ける。
- ・「兵役を拒否した日本人」矢部喜好（1884～1935）・灯台社の人びと。日露戦争で良心的兵役拒否。日中戦争時、灯台社＝ものみの塔の人びとも続いて兵役拒否。
- ・「平和へのひとすじの希望をうむ」イスラエルの高校生たち。パレスチナ人との平和共存を求めて兵役拒否、首相に通告。
- ・「核兵器をなくすために生涯をささげる」ケイト・デュース（1953～）。ニュージーランドの平和教育者、国際司法を動かし核兵器の威嚇・使用は国際法違反という結論を引き出す（1996年）。
- ・「核の植民地支配」とたたかう」南太平洋の女性たち。水爆実験で被曝したマーシャル諸島の人びと。
- ・「世界がもし100人の村だったら」ドネラ・メドウズ（1941～2001）。地球環境問題の世界的リーダー。

目良氏はこの中から、ジャネット・ランキン、バーバラ・リー、ケイティ・シエラ、ジェーン・アダムズら女性たちを中心に紹介し、非戦平和主義の思想と運動に果たしてきたその役割を高く評価した。

堀尾氏は最初に、地球憲章の会が行ってきた研究会を紹介した。これまでの研究会のテーマと報告者は次の通り。

- ・戦争違法化運動とその思想的源流：河上暁弘（広島市立大学広島平和研究所）
- ・核兵器禁止条約に至るまでの運動と成立の過程：山田寿則（明治大学法学部兼任講師、国際反核法律家協会理事）
- ・国連で採択された平和への権利宣言と条約化の動き：笹本潤（弁護士）
- ・9条地球憲章の国際法上の位置づけ：佐々木亮（島根大学）

佐々木報告との関連で、国際法上の位置づけについては、堀尾氏が先般パリで会った元レジスタンスの闘士でもあるロラン・ヴェイユ氏（国際民主法律家協会副会長）の語った意見が紹介された。ヴェイユ氏によると9条地球憲章の会が目ざしている精神は、既に国

連憲章の中に書き込まれているから、国連憲章そのものが地球憲章としての性格を持っている。しかし、他方で集団的自衛権等が書き込まれて矛盾し（憲章 51 条など）、その精神が生かされていない、という見解である。堀尾氏はこれを今後の重要な研究課題の一つとして指摘した。

以上の他に、「非武装国家コスタリカの経験から 9 条を考える」と題した学習会を開催、映画「コスタリカの奇跡」を上映する取り組みをもったこと、シカゴで不戦兵士 VFP(Veterans For Peace)との交流を行って、その報告会を開いてきたことを披露した。

さて、二人の講演内容に共通する核心の一つは「非戦」と「非暴力」にあった。

「非戦」には単に戦わないという「不戦」より強い意味がこめられており、戦争は違法(outlaw)であり、人道に反する「絶対悪」だと、堀尾氏は述べている。

非戦に関連して、目良氏の配布資料には氏の教育科学研究会の『教育』掲載論文「『戦争違法化』と日本国憲法—通説を疑う」が紹介されている。そこでは戦争違法化の流れに異なった二つがあることを指摘している。すなわち、一つは違法な戦争なのは侵略戦争のみであり、自衛のための戦争と国連による制裁戦争は「正戦」とする立場である。もう一つは、自衛戦争を含めた一切の戦争を否定する立場である。この後者こそが日本国憲法の第 9 条に結実したものだと目良氏は主張する。これが非戦・非暴力の流れである。目良氏はこうした考え方に至った自身の体験として、東大闘争の運動と空しい暴力の「応酬」に言及した。

もう一つ、今回の講演会の核心は地球憲章のモデルが堀尾氏によって提示されたことであつた。

堀尾氏はモデルの冒頭に「私たちは戦争に反対し、非核はもとより、非武装、非暴力の世界を求めます」と宣言した上で、9 節の内容を展開している。

第 1 節では、不戦ではなく非戦だとして、戦争は違法なばかりか必要悪ですらなく、絶対悪だとしている。しかしその中では、フランスのナチスに対するレジスタンスの闘いについて言及し、その抵抗を必要悪だったとする。

この点では目良氏の配布資料にも、ベトナム戦争についての言及がある。目良氏は、ベトナム反戦運動のアメリカの中心的リーダーだったデイヴ・デリンジャーと、ベトナム在米大使との対話を紹介している。その要点は次のように述べられている。

- ・デリンジャーは非暴力主義者だが、ベトナム人民の武力抵抗を支持していた。
- ・ベトナムで抵抗している政府高官の中にも、ガンディーの非暴力の抵抗に関心を持って研究している人がいた。

・二人は非暴力で自国を守れるような創造的な実践が求められていることに同意した。

その上で目良氏も、やむを得ない武力抵抗を認めつつも、あくまで非暴力の抵抗を模索する努力を強調している。

第2節は、軍備について。軍事予算が社会福祉や教育を圧迫すること、経済や教育の軍事化を進める危険があることを指摘する。

軍事化という点については、韓国の憲法も日本国憲法同様に侵略のための戦争を否定しながらも、他方で自衛のための軍隊を規定していることから、ベトナム戦争にも参戦したばかりでなく、文化の軍事化が進行し、軍事的問題についての様々な追及の困難を抱えているという、韓国の李京柱(イ・キョンジュ)氏の指摘が紹介された(同『アジアの中の日本国憲法』参照)。

以下、堀尾モデルの項目を紹介する。

第3節は、軍事同盟と軍事基地について。

第4節は、完全軍縮 **complete disarmament** について。

第5節は、平和の文化を育てること、平和外交のイニシアチブをとること。

第6節は、貧困と抑圧、格差をなくすなど、憎しみを生み出す根本原因を除去すること。

第7節は、個人の幸福と平穏の大切さについて。

第8節は、新たな国際法、国際人道法を発展させることについて。

第9節は、人類と地球を守る思想を深める運動について。

堀尾氏の配布資料には、構造的暴力からの解放という文言も紹介されている。これは周知のヨハン・ガルトゥングの積極的平和主義を構成している文言だが、構造的暴力は「行為主体が不明確であり、間接的・潜在的にふりかかる暴力の形態。具体的には貧困・飢餓・抑圧・差別など」であるとされている。戦争からの解放を消極的平和とし、そのみならず、政治的あるいは経済的圧迫などからの解放を積極的平和とした画期的な提起である。

その他、堀尾報告資料には様々な平和論に関する言及があるが、目良氏が紹介した非暴力平和思想のほかにも、こうした諸概念と地球憲章との関係を明らかにすることが必要になろう。

報告を受けて、数人の発言があった。地球憲章の会の活動の最初から憲章に賛同しているクラウス・シルヒトマン氏(ドイツ人平和歴史学者。SA9=「9条を支持せよ」顧問)の発言もあった。しかし、時間がほとんどとれず、意見のやり取りにはならなかったのが惜しまれる。

以下、二点についてコメントする。

目良氏の論文にも紹介されているように、ベトナム戦争当時に、戦争を戦っている当のベトナム人の間にも、非暴力での抵抗の模索があったことに正直驚かされた。しかし、より圧倒的に非対称的な場合にも、抵抗手段としての戦争も「絶対悪」だとして今後は一切認めないとする、弱小の側は絶滅すらさせられるのではないかという懸念をぬぐうことはできない。いわゆるゲリラ戦法のような妨害や攪乱活動も戦争概念に入れるのかどうか。軍隊ではなく、警察力の活用についてはどうか。デリンジャーのとった態度と同様、非暴力の実践を展望・構想しつつ、他方で当面する暴力への抵抗（対抗暴力）は最小限は認められるべきではないか。しかしもし、このことを認めてしまうと、非暴力・非戦は単なるお題目になってしまいかねない、とも言い得る。このディレンマをどう考えるか。いずれにしても、お題目ではない非暴力・非戦の実践を具体的にどのように展望するのか、深めねばならない。

もう一点は、構造的暴力からの解放について。もしこの提起を地球憲章に援用することになると、最終的には（国家）権力そのものの暴力性からの解放という問題にまで及ばざるを得ず、課題が非常に大きくなるとともに、その実現時期も遠い将来に追いやいかねないのではないか。また、大方の合意を得にくくすることにもなりかねない。地球憲章の時間的射程をどれほどと考えるか、という構えの問題でもあるが、直前に述べたあらゆる戦争の廃棄の問題と同様、少なくとも段階的な考え方を導入した方が現実的ではあるまいか。